

冷害対策



9月25日に行われた農業委員による水稻育成調査の様子

農作物被害者の町税を減免

対象者は15日までに申請を

町では、本年度の異常低温や日照不足などによる農作物の被害者に対して、町民税、国民健康保険税を減免します。対象となる方で減免を希望する方は、期限までに申請手続きを行ってください。

▽減免の対象者 農作物の被害額が三〇%以上で、前年の合計所得が一千万円以下（合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が四百万円を超える場合を除きます）の人

※農作物の被害額は、減収による損失額から農業災害補償法の農作物共済金を控除した金額です。

▽減免の対象となる税金
平成十五年度分（十二月以後の納期分）の町民税と国民健康保険税の所得割額で、農業所得分にかかる税額

※町民税が非課税の人や均等割額だけの人は対象になりません。また国民健康保険税の資産割額、均等割額、平等割額も対象になりません。

▽減免の割合 右表のとおり

◆減免の割合

合計所得金額	軽減または免除の割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

▽申請方法 役場税務課、役場各支所に備え付けてある申請用紙に記入の上、提出してください。

▽申請期限 十二月十五日
▽提出先・問い合わせ 役場税務課（☎八二一三一内線 一一一）へどうぞ。

町4役給料と議員報酬を一部カット

町では、景気の低迷や異常気象による農作物の不作など、厳しい地域経済を踏まえ、町4役らの給料などを平成16年1月から17年3月まで、10%から8%の範囲で減額することにしました。

そのほか、課長などの管理職に支給されている管理職手当（給料月額10%）も平成16年1月から17年3月まで、給料月額の8%に減額することにしました。

町4役の給料と議員報酬の減額内容は、下表のとおりです。

◆給料などの減額内容 (月額)

区分	現行	減額後
町長	785,000円	706,500円
助役	617,000円	567,640円
収入役	583,000円	536,360円
教育長	605,000円	556,600円
議長	292,000円	285,000円
副議長	242,000円	236,000円
議員	226,000円	221,000円

町長室から

最近相次いで町内の方から本をいただきました。歌集と随筆集です。六月には合同歌集が届けられました。昨年も歌集、句集をいただき、山田町の文化活動が活発なことをあらためて実感したところです。いただいた本に対しては読後感を添えてお礼状を出したいと思いつつ、なかなか筆がはかどらず礼を失することになりがちです。紙面をお借りしておわび申し上げます。

「鮭まつり」も無事終了しました。天気の間隔予報を覆して二日も好天に恵まれました。多くのお客様にぎわいました。「アサリまつり」と共にすっかり本町のイベントとして定着したようです。ただ、鮭漁の方は大変不振で何とかこれからの漁に期待するのみです。

今年も「町長室から」を十二回お届けすることができました。今年は災害、不漁、冷害など重なり良い年とは言えませんでした。来年に期待したいと思います。

山田町長 沼崎喜一